

# 埼玉原発弁護団ニュース

第6号 2012年10月19日 埼玉原発弁護団(Tel 048-642-3883)発行

## 【埼玉弁護団】紛争解決センター口頭審理について

去る10月9日、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「紛争解決センター」）東京事務所において、埼玉弁護団に委任されている被災者の方の口頭審理期日（センター仲介委員に直接被災者が会って事情を説明する期日）がありました。この口頭審理は、集団申立については、双葉町弁護団について6月に旧騎西高校で行われたのに次ぐもので、埼玉弁護団で3月ないし4月に集団申立を行った中から、紛争解決センターの方で実施を了承した件について行われたものです。弁護団では、集団申立を行った全員、そうでなくても少なくとも口頭審理を希望される被災者の方全てについて、口頭審理の実施を求めてきましたが、ようやくその一部について実現したということになります。当日は、被災者ご本人のほか、弁護団から弁護士8名が参加致しました。

口頭審理では、まず被災者ご本人の陳述を、弁護団の代理人弁護士が質問し、これにご本人より答えてもらう形で実施し、避難生活の実情を仲介委員に聞いてもらいました（約1時間程度。東電代理人からも若干の質問あり。）。続いて、他の弁護士が、慰謝料の大幅な増額を求める法律的な根拠を述べ、併せてこれを裏付ける事実・事情をより深く知ってもらうため口頭審理をさらに広く行うよう要望する意見を仲介委員に対し述べました。その後、審理の最後の場面で、仲介委員より、避難の実情や避難による生活費増加状況、また営業損害等について、追加の主張や立証を求められました。この点は、慰謝料増額の方でなお事情が認められないかを確認するための、仲介委員からの示唆であったようです。

弁護団としては、今後も引き続き、より多くの被災者の方について口頭審理を行うよう繰り返し紛争解決センターへ求めてゆく所存です。

## 【埼玉弁護団・双葉町弁護団】受任状況・申立状況について

現時点までの、埼玉弁護団及び双葉町弁護団の受任件数、及び紛争解決センターへの申立件数は、以下の通りとなっております。

〈受任件数〉（2012（平成24）年10月10日現在）

原発被害救済弁護団（埼玉弁護団）・・・74世帯

双葉町弁護団（埼玉）・・・・・・・127世帯

〈紛争解決センターへの申立件数〉（2012（平成24）年9月30日現在）

原発被害救済弁護団（埼玉弁護団）・・・61世帯（162名）

双葉町弁護団（埼玉）・・・・・・・113世帯（296名）